

## トキワ松学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人トキワ松学園（以下「学園」という。）寄附行為第58条第1項の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 非常勤の評議員とは、評議員のうち、学園の教職員でない者をいう。
- (5) 役員等の報酬等とは、報酬、通勤手当、退職金その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、通勤手当、退職金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 非常勤の評議員 報酬

2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員のうち、学園給与規程の適用を受けている者及び定年延長の取扱いにより再雇用した者に対しては、前項の報酬等は支給しない。

### (報酬等の額)

第4条 役員等に対する報酬等の額は次のとおりとする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 通勤手当 学園給与規程を準用して算出した額
- (3) 退職金 別表第2に定める算式により算出される額

### (報酬等の減額)

第5条 前条にかかわらず、報酬及び退職金は理事会の議を経て、減額することができるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による。

(1) 報酬・通勤手当 毎月21日(ただし、支給日が土日祝祭日にあたる場合は前日)

(2) 退職金 退職日の翌月末日まで

2 非常勤の評議員に対する報酬は、評議員会への出席の都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員には、学園旅費規程を準用して、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の計算)

第8条 役員及び非常勤の評議員の報酬等は、就任した月から退任又は解任した月まで支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 トキワ松学園役員報酬規程及び学校法人トキワ松学園常勤役員退職金支給規程は、廃止する。

別表第1（報酬）

役員等名	報酬額
理事長	1,000,000円（月額）
常勤の役員	800,000円（月額）
非常勤の理事	50,000円（月額）
非常勤の監事	100,000円（月額）
非常勤の評議員	10,000円（開催の都度）※

※非常勤の評議員報酬額は税引き後の手取額。

別表第2（退職金）

別表第1の報酬月額に在任年数を乗じて得た金額
------------------------

※在任年数に1年未満の端数がある場合は、6か月未満は切り捨て、6か月以上は1年に切り上げる。